

令和7年度第1回千葉市新基本計画審議会 議事要旨

1 日 時 令和7年9月2日（火）14時00分～14時30分

2 場 所 千葉市役所高層棟 4階 「L401会議室」

3 参加者 <<委員>>13名

石丸 美奈委員、岩崎 駿斗委員、臼坂 光二委員、押田 佳子委員、小高 正浩委員、
菊地 端夫委員、佐々木 理咲委員、鈴木 雅之委員、高梨 園子委員、
田村 光子委員、水野 準一委員、村上 文洋委員、山本 暁甫委員（五十音順）

<<事務局>>5名

藤代 総合政策局長、市倉 総合政策部長、小西 政策企画課長、
岩崎 政策企画課課長補佐、三浦 政策調整課長

4 議 題

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 各部会所属委員及び部会長の選任について
- (3) 今後のスケジュールについて千葉市新基本計画審議会及び各部会の所掌事務・今後のスケジュールについて
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 会長及び副会長の選任について
委員の互選により、会長に鈴木委員、副会長に菊地委員が選任された。
- (2) 各部会所属委員及び部会長の選任について
会長の指名により、各部会に属する委員が選任され、地方創生部会長に鈴木委員、政策評価部会長に菊地委員がそれぞれ選任された。
- (3) 千葉市新基本計画審議会及び各部会の所掌事務・今後のスケジュールについて
審議会及び部会の所掌事務及び令和7年度の開催スケジュール等について事務局より説明を行った。
- (4) その他
特になし。

6 会議経過

～以下、議事要旨～

議題（１）会長及び副会長の選任について	
石丸委員が鈴木委員を会長として推薦し、異議なく選任された。 鈴木会長が菊地委員を副会長として推薦し、異議なく選任された。	
一同異議なし	
議題（２）各部会所属委員及び部会長の選任について	
鈴木会長の指名により、各部会に属する委員が選任された。 鈴木会長より、事務局から地方創生部会及び政策評価部会の部会長について継続の提案があったことを踏まえて、継続としてよいかと提案があり、地方創生部会長に鈴木委員、政策評価部会長に菊地委員がそれぞれ異議なく選任された。	
一同異議なし	
議題（３）千葉市新基本計画審議会及び各部会の所掌事務・今後のスケジュールについて	
（事務局）各部会の所掌事務及び令和7年度の開催スケジュール、今年度開催する公共事業再評価部会について、事務局より説明を行った。	
鈴木会長	地方創生部会の進捗管理と政策評価部会のアンケートについては、アンケートの作成やアンケート自体の評価の際にも、それぞれ連動しているといった話があります。アンケートの作成について、2～3月の政策評価部会の委員から意見を頂戴することになるかと思いますが、11月に行われる地方創生部会の次期実施計画の意見聴取と連動させるには、このスケジュール感でよいのでしょうか。
政策企画課長	第1次実施計画の計画期間終了に伴う市民アンケートの実施については、現実的なスケジュールを考えて、11月に予定している次期実施計画に対する意見聴取との連動も含め、このスケジュールで調整できるように対応して参りたいと考えております。
鈴木会長	KPIについての意見も出てくるかと思しますので、ぜひ連動させて、実効性のあるアンケートを行っていただければと思います。
村上委員	スマートシティ部会の部会長は誰なのか、政策評価部会のアンケートの実施時期はいつを予定しているのか、その2点お願いします。
政策企画課長	まず、1点目のスマートシティ部会の部会長につきましては、改めて部会を開催する時に、決定させていただき予定でございまして、現時点では、部会長はまだ決まっておりません。事務局はスマートシティ推進課が担います。2点目のアンケート実施時期につきましては、来年度を予定しております。前回は9～11月頃に実施しておりましたので、今回も同様のスケジュールで行うことを予定しています。
村上委員	会長が部会長を指名するということでしたので、会長がいない部会で指名してよいのかと思いました。
政策企画課長	ご指摘ありがとうございます。事務的などころも含めて、所管課と調整して参ります。
菊地委員	先ほどの鈴木会長のご質問に対しては、村上委員のご質問への回答がほぼ回答になるかと思えます。このアンケート調査は、実施計画が終了した後に、その進捗を管理するために行うということですので、現行の実施計画がまだ終わっていないことから、今年度中にアンケートの実施を行うことはないだろうということは想定できます。そういう意味では、ご指摘いただいた地方創生部会のKPIに関する意見を踏まえた検討は少し時間をかけてできるかと思えます。 公共事業再評価の関係で確認ですが、ここでの一定規模というのは事業規模のことなのか、

	<p>国の補助事業がたくさんある中で、評価部会に諮る対象となる事業の基準はどういったものなのでしょうか。いわゆる未着手事業のサンセット評価ではないという理解でよろしいのでしょうか。</p>
<p>政策調整課長</p>	<p>対象事業と再評価のタイミングについてですが、3 つありまして、最初に事業採択が行われてから、5 年経過した時点で未着工の事業、採択後 5 年経過した時点で継続中の事業、再評価実施後、さらに 5 年を経過し、継続中の事業について再評価を行うこととなっており、未着工の事業だけでなく、継続中の事業も対象となります。</p> <p>前回の令和 3 年度は、塩田町菅田町線という道路関係の事業について再評価をしておりますが、こちらは継続中の案件でございます。来年度、また再評価を行っていただく予定となっております。</p> <p>対象事業については、事業規模は特段関わっておりません。先ほどの説明で申し上げました国土交通省、農林水産省所管の補助事業が対象となります。これは一般的に通常補助事業と言われているもので、最近は余り活用されていない状況があります。社会資本整備総合交付金という事業があり、ハード系の事業についても国からの交付金を受けて実施しているものが増えております。この交付金では、事業の再評価が義務づけられておりません。事業の状況によっては、交付金ではなく、通常補助を活用したいという要望がある事業もありますので、道路事業や下水道事業については、我々執行部の方で、どのような補助を活用するのがよいか判断し、国の事業採択を受けるといった段取りを踏んでおります。その中で、結果的に通常補助を受けた事業が再評価の対象となるというところがございます。事業規模ではなく、どのような形で補助を受けているかという点がポイントになります。</p>
<p>議題（４）その他</p>	
<p>特になし</p>	
<p>—閉会—</p>	